



株式会社等の参入規制撤廃へ  
～保育所認可について厚労省発表～

◆5月2日、政府の規制改革会議（議長：岡素之/住友商事相談役）の第8回会合が開催され、厚労省は、これまでの会合を踏まえ、認可保育所への株式会社等の参入を5月中にも全面的に解禁する方針を示しました。当初は2015年4月から全面解禁する予定でしたが、これを2年前倒しするかたちとなり、今月中にも厚労省から各自治体に通知される模様です。

認可保育所への株式会社等の参入については、平成12年度に設置主体制限が撤廃されており、国は多様な主体の参入を促してきました。しかし各自治体によって株式会社等の参入状況が異なっている現状や、自治体により株式会社等が実際に排除されている例が確認されていました。前号のFax Newsでも既報の通り、社会福祉法人以外の設置主体への認可が加速しそうな状況です。同会議ではこの他以下についても厚労省と合意したとして公表しました。

認可保育所を目指す認可外保育施設への  
具体的な支援内容

- ①整備費支援⇒改修費、賃借料等の補助
- ②運営費支援  
⇒一定程度の基準を満たした施設への  
運営費の支援
- ③移行費支援  
⇒認可化移行可能性調査費  
移転費用、仮設費用等、認可外保育施設  
に勤務する保育士資格を有しない保育従  
事者の保育士資格取得支援

- ①今年度から5年間で認可保育所への移行をめざす認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。
- ②第三者評価の実施率目標を定めて質の評価を拡大させるべく、今年度中に評価機関と評価者の質向上を図り、受審率目標を策定する。また受審コスト負担のあり方について新制度施行までに結論を出す。
- ③すべての社福について財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について今年度中に結論を出す。また社福の2012年度の財務諸表の公開について、5月2日の会議より2週間以内に結論を出す。

なお③のとおり、今回は社福全体についての議論も行われ、今後はすべての社福において、財務諸表の公開が義務づけられる方針が明らかになりました。同会議関係者からは社福の内部留保に関する意見も出され、今後の情報公開に向けた動きも大きく加速していきそうです。

（参考：内閣府HP/毎日JP/朝日新聞）

サ高住、最低登録基準の物件増加傾向  
～高齢者住宅研究所調査～

◆高齢者住宅研究所（大阪）は、2013年3月31日現在の「サービス付き高齢者向け住宅登録の動向」を公表し、今年3月までにサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）として登録された物件についての調査結果等を公表しました。

サ高住は、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加している背景のもと、住居の安定を確保することを目的として国交省と厚労省の共管制度として2011年10月から登録がスタートしたもので、現在までに3,393棟が登録されています。都道府県別登録棟数では大阪、北海道が200棟を超え、東京、埼玉、神奈川、福岡等が多く、住戸数でも同様の傾向が見られます。また、住戸数の中で最も多い床面積区分は18㎡以上20㎡未満であり、全住戸数の52%でした。12月末の対全住戸数構成比と比較すると20㎡以上のより広い居室は減少している一方、18㎡以上20㎡未満の居室は増加している結果となりました。

また居室内設備の状況ではトイレ、洗面はほぼすべての住戸で整備されているものの、キッチンや浴室の整備率は減少傾向にあり、居室はより設備を抑えた、コンパクトなものがトレンドにある、と同研究所は見ています。

（参考：高齢者住宅研究所HP/CBニュース/国交省HP）

登録棟数 (棟)	大阪 252	北海道 218	東京 159	埼玉 147	神奈川 132	福岡 130
住戸数 (戸)	大阪 10,687	北海道 8,015	東京 6,141	埼玉 5,368	福岡 5,316	神奈川 4,990

ケア、グループホーム一元化へ  
～障害者総合支援法施行～

◆障害者自立支援法が改正され、障害者の地域社会での共生をめざす、障害者総合支援法が今年4月から施行されました。この中では、2014年4月からケアホームとグループホームの一元化が図られることになっています。

現在、グループホームは自立度の高い方を対象に、ケアホームは介護が必要な方を対象にしており、前者では基本的に介護が必要な方を受け入れることができません。一方こうした状況では、グループホームの入所者に介護が必要になった場合、施設を退所してもらわなければならないといった問題がありました。また、実際には全国のグループホーム、ケアホームの事業所の約半数が両方の指定を受けている一体型の事業所であり、異なる制度での事務手続きの煩雑さも指摘されていました。

一体化が進めばこうした問題を解消できるとともに、事業者にとっても柔軟なサービスを提供できるようになるといった利点があるとされます。一方これまでグループホームのみを運営していた事業者にとっても食事や入浴等の介護の提供が求められることとなり、新たに対応を迫られることとなる、といった指摘もされています。

（参考：厚生労働5月号）